令和４年度沼津市立地適正化計画防災指針作成業務委託　公募仕様書

本仕様書は、「令和４年度沼津市立地適正化計画防災指針作成業務委託（以下「本業務」という。）」の内容を示すものである。

１　業務委託名

令和４年度沼津市立地適正化計画防災指針作成業務委託

２　業務対象地区

本業務の対象地区は、沼津市域とする。

３　これまでの経緯と業務目的

本市では、平成 31 年４月に立地適正化計画を公表し、都市機能及び居住誘導区域を設定するとともに各種誘導施策を位置付け、コンパクトなまちづくりに取り組んでいるところである。

立地適正化計画制度においては、全国で頻発・激甚化する自然災害を踏まえ、令和２年度に都市再生特別措置法の一部改正により、立地適正化計画の記載事項に防災指針が追加され、これを受け、本市においてもコンパクトで安全なまちづくりを推進するため、令和３年度に「沼津市立地適正化計画における防災指針作成に向けた基礎調査等業務（以下「基礎調査」という。）」を実施し、災害ハザード情報の整理・分析を行ったところである。（「沼津市立地適正化計画　防災指針基礎調査【概要版】」参照）

令和４年度の業務は、基礎調査をもとに防災・減災対策の具体的な取組の検討を進め、防災指針として取りまとめることを目的とする。

４　業務実施の手引き

本業務の履行に当たっては、関連法令を遵守するとともに、第２次沼津市都市計画マスタープラン等の上位計画に即するとともに、関連計画との整合を図りながら、以下の資料等に基づき作業を履行する。

・都市計画運用指針（国土交通省）
・立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）
・水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン（国土交通省）

５　貸与資料

⑴　本業務の履行に当たり、以下の資料を貸与する。

・平成 30 年度沼津市立地適正化計画策定業務委託成果品
・令和３年度沼津市立地適正化計画における防災指針作成に向けた基礎調査等業務委託成果品
・３Ｄ都市モデルデータ（本市では令和２年度に３Ｄ都市モデルを作成済）
・その他、業務の遂行上必要な資料で、沼津市が所有している提供可能な資料について貸与する。

⑵　貸与された資料は、紛失、汚損しないよう取り扱うものとし、これを公表、貸与、複製してはならない。

⑶　貸与された資料は、業務が終了した時は、速やかに委託者に返却すること。
⑷　市から提供のない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集すること。

6　業務内容

⑴　防災指針（素案）の作成

基礎調査における現状分析を踏まえ、具体的な取組やスケジュール、目標値を検討し、防災指針の素案を作成する。

①　基礎調査に基づく具体的な取組の検討

基礎調査に基づき、関係する庁内検討組織や関係機関との調整を踏まえ、災害リスクの回避、低減に必要な具体的な取組を検討する。

②　取組スケジュールと目標値の検討

各取組について、具体的な目標を短期（概ね５年程度）、中期（概ね10年程度）などの視点から、取組スケジュール及び可能な限り定量的な目標値を設定する。

⑵　会議の運営等に係る支援

庁内連絡会（２回程度）、検討委員会（２回程度）、都市計画審議会（１回程度）等の防災指針作成に係る会議や住民説明において、３Ｄ都市モデルを用いた災害リスクの可視化等により、わかりやすく災害リスクを示すとともに、防災指針に掲げる各種取組方針等をわかりやすく提示するための説明用PowerPoint等の作成、会議への出席、会議記録の作成等の運営支援を行う。なお、会議記録については、各会議の終了後に速やかに作成し、市に提出する。

⑶　防災指針（案）の作成

・各会議の意見等を反映し、防災指針（案）として取りまとめる。
・作成に当たっては、多くの災害ハザード情報がある中で掲載内容が整理された、わかりやすい編集を行う。
・防災指針（案）に係る住民への周知用資料として概要版（A3両面程度）を作成する。
・現沼津市立地適正化計画との調和を図るため、必要に応じて防災指針と関連するページの修正を行う。
・都市機能誘導区域及び居住誘導区域の界線に変更が生じた場合は、区域図(PDF、A3、1/2,500)及びGISデータ（Shape形式）を修正する。

⑷　打合せ協議

意思疎通を図るため、計画着手時、中間時(３回)、納品時の最低５回以上の打合せ協議を実施し、協議記録簿を作成する。

7　作業計画

委託者は本業務を実施するに当たり、速やかに、業務計画書、工程表を提出し、承認を受けるものとする。

８　成果品等

作業成果及び打合せ等の経過について、業務報告書として取りまとめる。

①　業務報告書

②　上記及び策定のため収集した資料の電子データ一式（ＣＤ－ＲＯＭ等）※Microsoft 製 Word、Excel、PowerPoint 等で編集可能な電子データを原則とし、作図などで他の形式データを用いる場合には、沼津市の了解を得るものとする。また、沼津市から指定する一部電子データについては、PDF、GIS データ（Shape 形式）、３Ｄ都市モデルにて扱える形式（ジオデータベース等）及び CAD データであることとする。

９　再委託の制限等

⑴　受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

⑵　受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に沼津市に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、金額その他再委託先に対する管理方法等必要事項の承認を受けなければならない。

10　その他

⑴　本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。

⑵　受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意をもって業務を遂行するものとする。

⑶　受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施に当たり個人情報を取り扱う場合は、沼津市個人情報保護条例（平成 12 年条例第 38 号）及び個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

⑷　本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議のうえ定めるものとする。